

## 全国最大の“原発訴訟” 責任は誰に？

NHK クローズアップ現代+ 2017年10月3日(火)

### 目次

出演者 .....	1
全国最大“原発訴訟” 事故の責任は誰に？ .....	1
巨大津波は予測できたか 全国最大“原発訴訟”の争点 .....	3
“新たな資料”明らかに 全国最大“原発訴訟” .....	5
分断を越える住民たち 全国最大“原発訴訟” .....	8

来週、全国最大の原発訴訟に判決が下される。ふるさとが帰還困難区域となった人、県外に自主避難した人など、立場を越えて団結したおよそ4000人の原告が、国や東京電力の“責任”を問う注目の裁判。最大の争点は「巨大な津波を予見し、事故を防げたかどうか」。東日本大震災より以前に、巨大津波と原発への影響について調べた“新たな資料”も見つかっている。裁判が社会に問いかけるものとは何か、住民の救済はどうあるべきなのか考える。



### 出演者

佐々木英基 (NHK ディレクター)

武田真一・鎌倉千秋 (キャスター)

### 全国最大“原発訴訟” 事故の責任は誰に？

来週、判決が出る全国最大の原発訴訟。そこで示された新たな内部資料です。これまで表に出ることがなかった、事故前の津波の高さの試算が記されていました。2011年、巨大津波によって全電源を失い起きた世界最悪レベルの原発事故。ふるさとを追われ、今も5万5,000人が避難を余儀なくされています。

「国と東電に責任を取らせるために、団結してがんばろう！」

津波による事故は予見できたのではないかと。国と東京電力に、その法的責任を初めて問う裁判が全国で繰り広げられています。福島では、帰還困難区域の人や県外に自主避難した人など4,000人が参加。



原告の一人、山内悟さんです。原発事故後、福島県楡葉町から東京に避難しました。

**原告 山内悟さん**

「この、のれんがほしくて何十年も頑張ってきた。」

ふるさとで営んでいた、そば屋ののれん。店は解体に追い込まれました。中学卒業後、東京のそば屋に弟子入りし、20年に及ぶ修業を経て建てた念願の店でした。仕事、結婚、子育て。平穏だった生活は事故で一変。すべてが失われました。

**原告 山内悟さん**

「一つ一つ積み上げたものが、もう少しで頂上だというところで蹴落とされたような。自分が作った店がこんなに汚れて、そういう姿を見たときに、僕は情けなかったです。」

東京で働きながら、ふるさとでの再起を目指してきた山内さん。楡葉町の避難指示は2015年に解除されましたが、戻った住民は4分の1。経営が成り立つのか不安を抱えています。人生を奪われた責任は誰にあるのか。山内さんは、これまで問われなかった国と東電の法的責任を追及する裁判に加わりました。

**原告 山内悟さん**

「誰一人、責任を取らない。本当に私たちをばかにしている。しっかり自分で責任をとって、ちゃんと僕らに謝ってほしい。頭下げてほしい。」

一方、国や東京電力は“巨大な津波による事故は予測できず、法的責任はなかった”と主張して争っています。



——全国最大の原発訴訟。その争点と裁判の意義を考えます。

**鎌倉：**住民が起こした裁判は、これまでに全国で31件、合わせて1万2,000人余りが原告となっています。中でも最大規模の今回の裁判。失われたふるさとや暮らしの回復を求めています。今の賠償の枠組みでは、人間関係の変化や放射性物質へのストレスなどの精神的な被害が見過ごされているとして、一律に月5万円の賠償を求めています。最大の争点は、国や東京電力が巨大な津波を予測して、事故を防ぐことができたかどうか。つまり、原発事故の責任が誰にあるかです。実は原発事故の賠償について定めた法律では、被害者の早期救済を優先するために、国や東電の法的責任は問わない仕組みになっているんです。これまでに判決が出た裁判では、各地で異なる判断が示されています。2017年3月、前橋地裁では、津波は予測可能で、対策を取らなかったとして、国と東電の責任を認めましたが、9月には千葉地裁で、すべてのリスクに対応することは、現実的に不可能として、国と東電の責任を認めない判決が出ています。

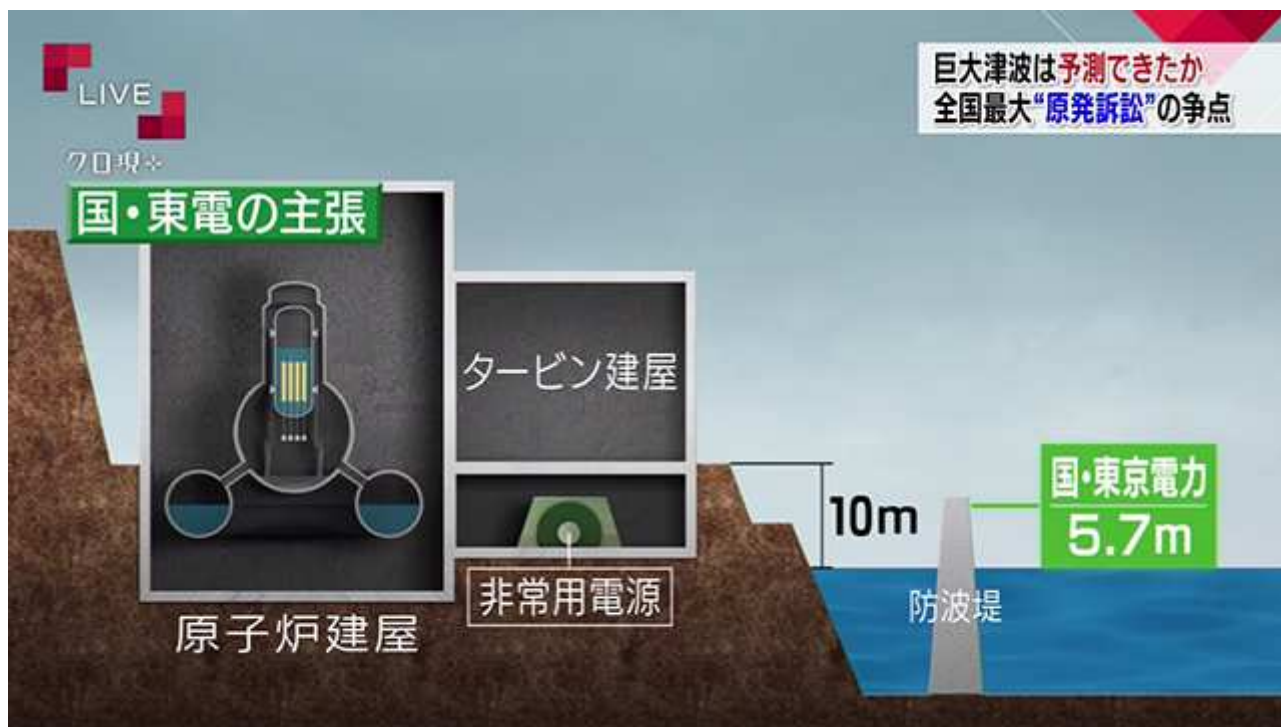
——そんな中、来週10日に福島地方裁判所で言い渡される判決に、注目が集まっています。

## 巨大津波は予測できたか 全国最大“原発訴訟”の争点

東日本大震災で、地震と巨大津波に襲われた東京電力福島第一原発。地下にあった原子炉を冷やすための非常用電源などが水没し、メルトダウン。放射性物質が大量に漏れ出す事態となりました。原発を襲った13メートルを越す津波。原子炉などがある高さ10メートルの敷地を越え、非常用電源がある建屋地下になだれ込みました。裁判で原告側は、事故前に15.7メートルの津波を予測できたはずだと主張しています。



その根拠としたのが、2002年、政府が発表した地震活動の長期評価。専門家を集めて、発生確率を示したものです。これによると、三陸から房総沖にかけての日本海溝近くでは、マグニチュード8クラスの地震が、30年以内に20%の確率で起きると予測されました。この想定に基づき、その後、東京電力が15メートルを超える津波を試算していたことから、原告側は事故は予測できたとしています。長期評価の策定に関わった専門家も、法廷で証言。“福島第一原発の敷地内で、10メートルを超える津波は予測できた”としました。一方で、国と東京電力は、当時予測できた最大の津波は、敷地の高さには届かない5.7メートルだったとしています。



その根拠としたのは、同じ2002年に土木学会が発表した論文、津波評価技術です。論文では、過去400年に発生した主な地震をもとに、起こりうる津波を想定。それらに基づいて計算し、津波の高さは最大5.7メートルとしたのです。国側の証人として、法廷に立ったこともある佐竹健治さん。原告が、15.7メートルの根拠とした長期評価については、過去のデータが十分でないとして、巨大津波を想定することは難しかったとしています。

東京大学 地震研究所 佐竹健治教授

『長期評価』は日本海溝に近いところで起きる津波地震というのが、福島県沖で起きてもおかしくないと言ったんですけれども、実際に福島の沖で津波地震が起きるといって確実な証拠があったわけではない。津波が何メートルになるかまでは予見できなかったのではないかと。」

鎌倉：巨大な津波を予測し、事故を防ぐことができたかについては、住民と国、東京電力の主張は対立しています。さらに国・東京電力は、原告の示した試算をもとに対策したとしても、東日本大震災には間に合わなかったとしています。

——裁判の中では、これまで公開されてこなかった、新たな資料も見つかっています。

### “新たな資料” 明らかに 全国最大“原発訴訟”

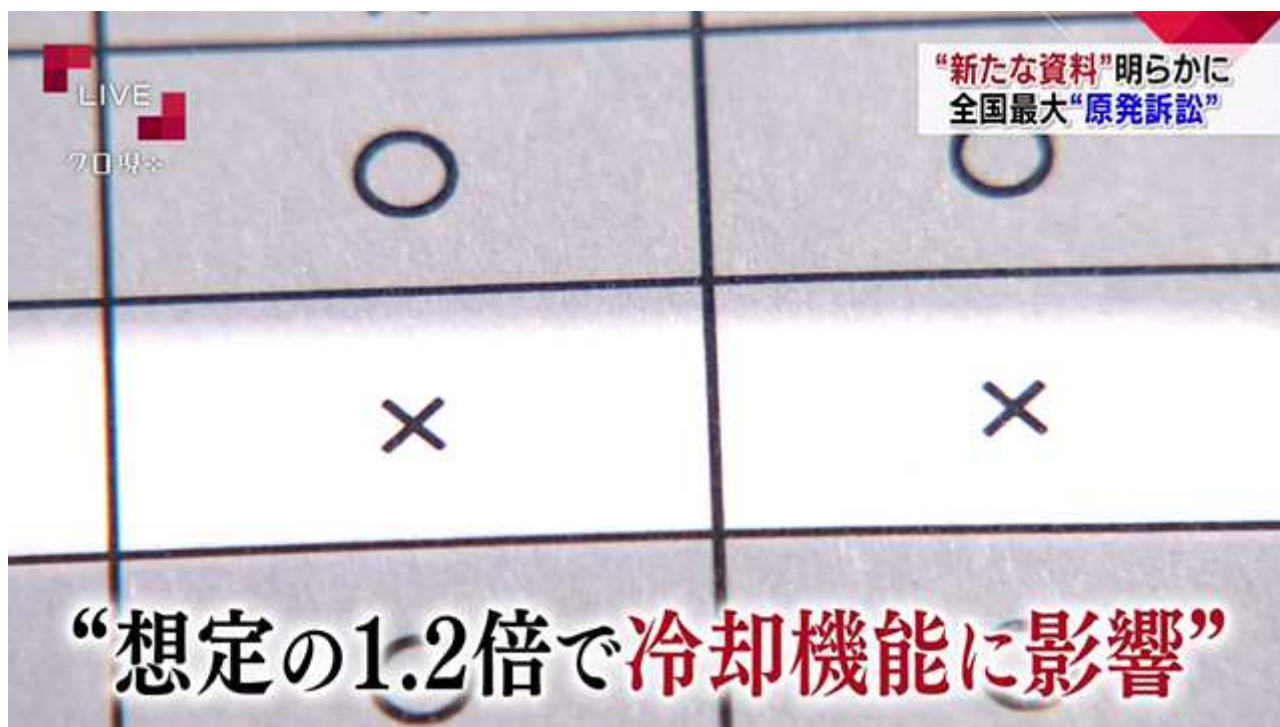
国や東京電力が巨大津波を予測できたことを証明する証拠がないか。原告側の弁護団はあらゆる公開資料を調査しました。

原告側弁護士 久保木亮介さん

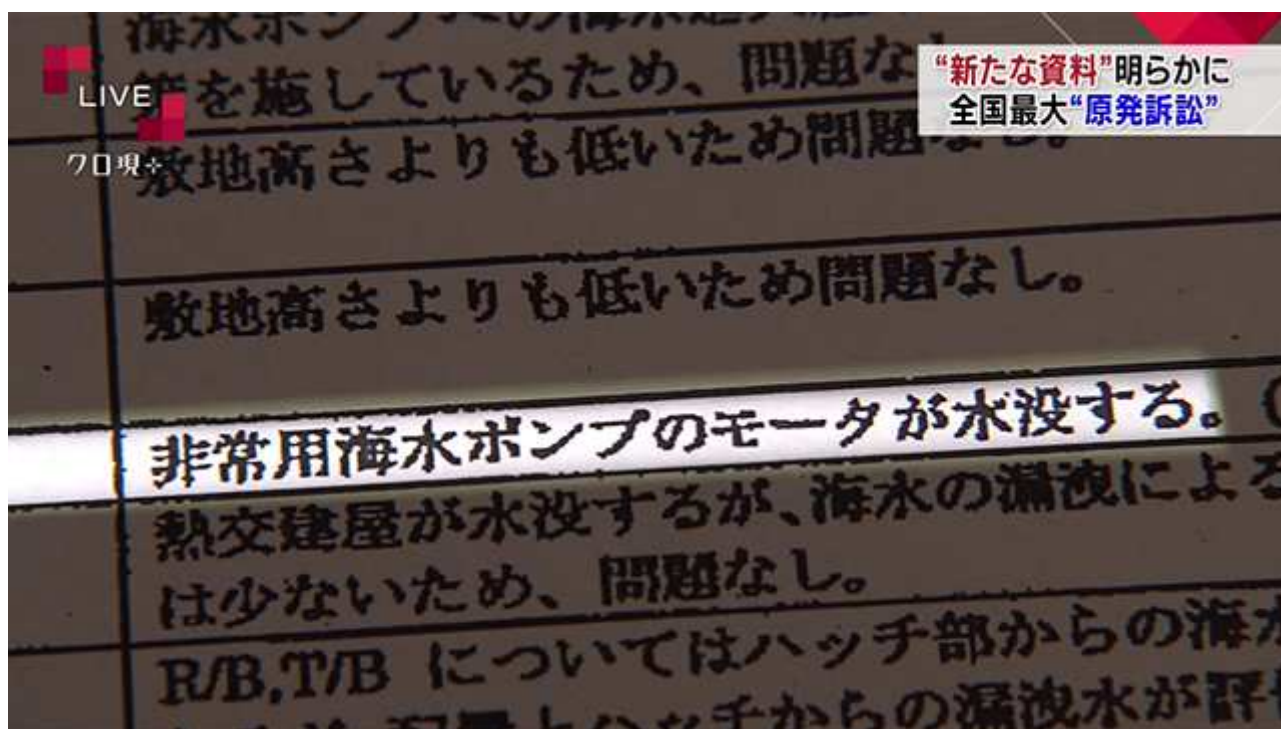
「国会事故調（報告書）を見ていくと、この本の後ろに付いているCD-ROMですね。この中に参考資料が入っていた。」

まず注目したのが、2000年、東京電力など電力会社の業界団体が作った資料。“想定を超える津波に対して、各地の原発の設備にどのような影響が出るか”を評価したものです。中でも福島第一原発は

特に余裕が少なく、想定される1.2倍の高さの津波で冷却機能に影響が出ることが示されていました。



この評価の元になった具体的な試算が存在するのではないか。弁護団は法廷で資料の公開を求めます。当初、“確認できない”としていた国に対して繰り返し調査を要求。その結果、国会や政府の事故調査委員会でも明らかにされなかった非公開の文書が提出されました。1997年、電力会社の業界団体が作成し国にも提出していた内部文書です。全国の原発に到達する可能性がある最大の津波の高さを試算した一覧表。福島第一原発では最大9.5メートル。冷却用の海水を吸い上げるポンプが水没する可能性が記されていました。



裁判で国や東電が主張した5.7メートルを超え、原子炉などがある高さ10メートルの敷地に迫る津波について検討が行われていたことを示すものです。

**原告側弁護士 久保木亮介さん**

「3.11より十数年前からこんな大事な情報が出て、大事な議論がなされていた。やはりこれは東京電力・電事連としては、『(そじょうすれば)敷地高さ10mを超えるな』という感覚・感触は間違いなく得たはず。」

これに対して国は、“試算結果は敷地高さの10メートルを超えていない”と主張。さらに“試算そのものもあくまで参考値にすぎない”として巨大津波は予測できなかったと反論しました。この新たな資料が判決に影響するのかどうか注目されます。また、裁判の結果にかかわらず、こうした新たな資料が見つかることそのものに大きな意義があると専門家は指摘します。国会事故調で調査員を務めた添田孝史さん。公的な事故調査でも出てこなかった内部文書が見つかったことは、国や東京電力の情報公開に対する後ろ向きの姿勢を示していると考えています。

**国会事故調査委員会 元調査員 添田孝史さん**

「不確実なものにどう社会としては備えるべきかということ、情報を公開して決めないといけないものをずっと隠してた。本来は電力会社をきちんと規制すべき役所と電力会社が、彼らだけが密室でどんどんやっていた、ということがよく分かる。」

政府の事故調査・検証委員会で委員長を務めた畑村洋太郎さん。こうした裁判の意義は埋もれた資料を発掘し、事故の再発防止につなげていくことにもあるといいます。

**政府事故調 元委員長 畑村洋太郎さん**

「どんなことの検討をして、何を考えていたか。後付けにはなるけれど、誰が何を考えるべきだったか。どういう動作を実行していればよかったというのが見えてくる。(裁判は)すごく積極的な大事な意味を持っていると思います。」

## 分断を越える住民たち 全国最大“原発訴訟”

**鎌倉：**今回の裁判のもう一つの特徴は、立場の違うさまざまな住民が、共に訴えを起こしていることです。原告は、福島県内の全59の市町村に加えて、福島県外にも及んでいます。事故後、国は原発からの距離や放射線量の違いなどに応じて、避難指示区域などを定めました。それによって、強制的に避難せざるをえない地域、それ以外の地域では、避難の判断が住民に委ねられ、とどまる人、出て行く人など、住民の間に分断が生まれました。さらに賠償金の額も地域や避難の状況によって差がつけられています。

住民たちは、こうした国による線引きは実態に合わないうえ、精神的な被害には差をつけられないとして、一律の賠償を求めています。そこには分断を乗り越えようという思いも込められています。

原発の北に位置する南相馬市。原告の金子正子さんと利夫さん夫妻です。自宅は原発から26キロの所にあります。事故のあと、この地域一帯には、39日にわたって、屋内退避指示が出されました。

### 原告 金子利夫さん

「当時、これで（放射線の）測定を。」

事故の2ヵ月後、庭の線量は毎時1.85マイクロシーベルト。避難指示が出された場所に匹敵する高い数値でした。しかし、金子さんの住む地域では、実際の被害のありようとはかけ離れた形で、賠償金に大きな違いが生まれることになりました。

### 原告 金子正子さん

「この川を境にして、南側が20km圏内、北側が20km圏外。」

地域を貫く一本の川。その川を境に、精神的損害に対する賠償に5倍近い差がついていました。原発からの距離や避難指示の有無に基づいて、国が額を決めた賠償金。南相馬市では帰還困難区域の1人当たり1,450万円から、30キロ圏外の70万円まで、4つの区域に分けられました。金子さんは地域を分断した賠償に、複雑な思いを抱いています。





原告 金子正子さん

「横浜にいる孫です。」

金子さんには、休みのたびに遊びに来てくれる孫がいました。その成長が何よりの楽しみでした。

原告 金子正子さん

「この辺からこっちは、ずっと芝生だったんです。」

金子さんは、庭の線量を下げするため、放射性物質が付着した芝生を自力で剥ぎ取り、植えてあった木も切り倒します。しかし、思うように線量は下がらず、孫がここで遊ぶことはなくなりました。



原告 金子正子さん

「同じ思いをしているのに、こちらだけ優遇されたり、こちらだけだめとか、そういう線引きのしかたは多くの方が納得いかない。」

人々の分断を引き起こしたのは、賠償額の格差だけではありません。4,000人が集まった全国最大の原発訴訟。その特徴は、県内すべての市町村に原告がいることです。



そのおよそ8割が、国が避難指示を出さなかった地域で暮らしていました。ここでは、地元にとどまった人、滞在者と、自主的に避難した人との間に溝が生まれました。二本松市東和地区。国が避難指示を出した地域との境にあります。事故のあと、地元に残り滞在者となった服部浩幸さん。地域に密着してきたスーパーの経営者です。避難を巡り、難しい選択を迫られました。

#### 原告 服部浩幸さん

「あの山から向こう側は、避難指示区域になった川俣町山木屋地区。こうやって見ると近いのがよく分かる。」

事故が起きると、この地域では、物資の供給が途絶えました。服部さんは自分のトラックで食材をかき集め、避難できなかった人たちのために、弁当の販売を続けました。

#### 原告 服部浩幸さん

「ガソリンが無かった。みんな買い物に行けなかった。よその大きいスーパーも商品が並んでなかった。」

地域の人々の暮らしを支えたいと、ここに残った服部さん。しかし、その選択を悔やむことになる事態が起きます。2016年に行われた甲状腺検査。2人の子どもの、のう胞が見つかりました。因果関係は不明ですが、経過観察が必要なA2だと診断されました。

#### 原告 服部浩幸さん

「親としての判断が間違っていたんじゃないかと、今でも悔やんでいる。避難できる人はいいな、そういう境遇の人はいいなって。羨ましい気持ちというか、妬ましいというか、そういう気持ちも正直、心の中にあった。」

地元に残った人がいる一方で、自主避難した人もいます。久保田美奈穂さん。事故が起きたとき、子どもは6歳と1歳。わが子にどんな影響が出るか分からない中で、久保田さんは不安を募らせます。放射能の心配のない場所で子どもを育てたいと、沖縄を選びました。

#### 原告 久保田美奈穂さん

「本当に子どもが大切。初期被ばくがどれくらいだったかも知られず、後になって真実を言われても

取り返しがつかないのに。」

避難によって、久保田さんの人生は大きく変わりました。地元に残った夫と3年前に離婚。放射線に対する考えの違いが、年々大きくなったといいます。

原告 久保田美奈穂さん

「(下の子が) 沖縄に来て初めて歩いた。逃げてきて、毎日(夫に対する) 罪悪感でいっぱい、パパに見せたかった。」

一人一人異なる被害。そして、分断を乗り越えたいと、4,000人が集まった福島原発訴訟。



地元に残った服部さんと、自主避難をした久保田さんも、裁判を通じて交流を深め、互いの痛みを自分のものとして感じられるようになりました。

原告 久保田美奈穂さん

「本当にいろいろな方にお会いして、さまざまな被害があつて、残っても苦しいし、出ても苦しいことが、すごくよく分かつて。」

原告 服部浩幸さん

「それぞれ立場の違うところで、いろんな苦しみ、悩みを持って生きてる。彼女たちの痛みも分かるつもり、自分たちの苦しみも素直に話すことができる。こういう裁判をやっていなければ分かることはなかった。」

佐々木英基 (NHK福島 ディレクター)

——賠償について、国・東京電力は、すでに合理的な額の賠償が行われていて、それを超えるものは認められないとしています。取材に当たった福島放送局の佐々木ディレクターです。事故から7年がたとうとしている今も、さまざまな困難を抱えながら暮らしている人が大勢いるということが改めて分かりましたけれども、今回の裁判の取材を通じて、原発事故がもたらしたもの、どう感じていますか？

佐々木ディレクター：原発事故の被害の裾野の広さですよ。私自身、今まで避難指示が出た区域の方々

を中心に取材をしてきました。でも、その外側に、区域の外に、人知れず悩んでらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。その方々は、原発事故は過去のものだとか、これからオリンピックを盛り上げようとか、そういった空気の中でどンドン口を閉ざしていく。そういった孤立感を深めていく、その葛藤が高まっていくそれが噴き出したのが、この裁判ではないかと感じています。実はこの原告以外の方も、こういった気持ちを持ってらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。そういう見えにくい被害というものが浮き彫りになったというのが、今回の裁判だと思います。

——**原発事故はまだ終わっていない。裁判を起こした人々の姿から、そのことを改めて感じます。4年半に及ぶ審理を経て、判決は来週10日に言い渡されます。**

クロ現+は、NHK オンデマンドでご覧いただけます。放送後、翌日の18時頃に配信されます。  
※一部の回で、配信されない場合があります。ご了承ください。